

わかやま健康づくりチャレンジ運動申込書

お申し込みは、**郵送またはFAX（073-421-3116）**にて受付窓口である全国健康保険協会和歌山支部に申込書を提出してください。

申込後、和歌山県から登録証をお送りいたします。

和歌山県知事様

わが社は、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に申込み、従業員の健康づくりにチャレンジします。

年 月 日

事業所名

所在地

事業主名

電話番号

◆健康づくり担当者

担当者氏名	
所属部署	
役職名	

◆その他

加入する公的医療保険者名	
--------------	--

※公的医療保険者：全国健康保険協会や健康保険組合などです。保険証でご確認ください。

事業所名の紹介	「わかやま健康づくりチャレンジ運動」登録事業所名を、和歌山県や協会けんぽ和歌山支部ホームページ等の広報媒体で紹介いたします。同意されない場合は、チェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 同意しない
---------	--	--------------------------------

※チェックのない場合は、同意をいただいたものとして対応させていただきます。

※提出された情報は和歌山県と全国健康保険協会和歌山支部が共有し、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の運営のためのみに使用します。

◆「わかやま健康づくりチャレンジ運動」についてのお問い合わせ先

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
 全国健康保険協会和歌山支部 企画総務グループ ☎073-421-3101

(H.P)

協会けんぽ以外事業所用



わかやま



健康づくりチャレンジ運動

参加事業所 募集!!

和歌山県と協会けんぽ和歌山支部は、職場の健康づくりを広げるために、「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に参加する事業所を募集しています。

「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の流れ

「わかやま健康づくりチャレンジ運動」は、次の**2つのステップ**で進みます。

ステップ①



「健康宣言」をする

- 郵送またはFAXで協会けんぽ和歌山支部へ裏面の**申込書**をご提出ください。
- 和歌山県より、和歌山県知事による「**登録証**」が送られますので、事業所内で掲示してください。従業員や来訪者へ「健康づくり実践企業」としてアピールできます。

ステップ②



取組結果通知書イメージ

健康づくり を実践する

- 取組メニューのうち、できることから取組みを始めましょう。
- 年に1回、取組状況を振り返る取組レポートをご提出いただきます。提出後、貴社の取組度合を指標化した「**取組結果通知書**」をお送りしますので、今後の取り組みの参考としていただけます。

さらに...



県からの認定を受ける

- 取組が優れている事業所様は、和歌山県から「**わかやま健康推進事業所**」に認定されます。



「健康づくり運動ポイント事業」に参加しよう

(企業・事業所参加編)

ひとりではなかなか続かない運動もみんなと一緒にがんばれるかも…。毎日のウォーキングや運動でポイントを貯める「健康づくり運動ポイント事業」に、職場のグループで参加しませんか。

※「健康づくり運動ポイント事業」への参加は「わかやま健康推進事業所」の認定要件のひとつとなっています。

◆「健康づくり運動ポイント」事業への参加

①グループの代表者がWebサイトで参加登録を行います。

参加登録を行うと職場グループ専用のID・パスワードが発行されます。その際、グループメンバーの登録も行ってください。各自のIDが発行されます。
※グループ登録する以前に個人登録をしている方は、個人IDをグループに報告することでメンバーになれます。



②グループ内で楽しく競い合うことができます。

グループ内でのランキングの確認が可能です。

※詳しくは、和歌山県のホームページ「わかやま健康ポイント」をご覧ください。

●「わかやま健康推進事業所」の認定について

職場の健康づくりに取り組む事業所様が社会的に評価を受けられるよう、特に取組が優れている事業所様を和歌山県が「わかやま健康推進事業所」として認定を行います。

【認定要件】次の項目をすべて満たした事業所様が認定を受けられます。

- ①「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の登録事業所であること。
(国、地方公共団体を除く)
- ②取組メニューの認定必須項目(右欄の赤色項目)を全て取り組んでいること。
- ③取組メニューの中で、取り組んだ項目のポイントの合計が110ポイント以上であること。
- ④過去2年間に法令に違反し処分等を受けたことがないこと。

★認定を受けると

和歌山県より「認定証」が進呈され、「健康わかやま県民運動ロゴマーク」が使用できるようになります。
ロゴマークを自社ホームページや名刺等に掲載することで、企業イメージの向上につながります。

ロゴマーク



令和4年度末時点の「わかやま健康推進事業所」は218事業所!

全て取り組む必要はありません。できることから少しずつ、健康づくりを始めましょう。

取組メニュー		ポイント
健診等	1 経営者自身が健診を受診し、かつ従業員に対して実施する「定期健康診断」の受診率が実質100%である	5
	2 がん検診を含めた健康診断を実施又は受診する、もしくは従業員にがん検診の受診を促す取組又は制度がある	15
	3 医療保険者が実施する「特定保健指導」の受入を応諾する※対象者がいない場合でも受入体制があれば加算	15
	4 健診の結果、要精密検査や要治療と判定された従業員に対し、医療機関への受診を促す取組又は制度がある ※対象者がいない場合でも取組や制度があれば加算	10
	5 健診結果に対して、希望者へ産業医等の健康相談を実施している ※希望者がいない場合でも実施が可能であれば加算	5
運動	6 始業前などにラジオ体操(自社独自の体操)を実施する	5
	7 就業時間や休憩時間にストレッチングを実施する	5
	8 運動イベントの実施や社外の運動イベントへの参加を行う	10
	9 職場で、ノーマイカー通勤(徒歩・自転車・公共交通機関を利用した通勤)やクラブ活動の促進など従業員へ運動を促す取組を行う	10
	10 和歌山県が実施する「健康づくり運動ポイント」事業に参加する	20
食・禁煙等	11 カロリーや塩分等を考慮した食事を社員食堂や弁当等で提供する	10
	12 自社の自動販売機に特保飲料やノンカロリー飲料を入れる	5
	13 口腔ケア(歯科検診・歯ブラシ支給など)への取組を行う	5
	14 禁煙キャンペーンや禁煙手当の支給など喫煙者を減らす取組を行う	10
	15 事業所内で受動喫煙防止対策を行う	20
メンタル	16 ノー残業デーを定期的に設定する等、超過勤務削減のための取組を行う、もしくは全従業員の月平均超過勤務時間が10時間未満である	10
	17 ストレスチェックを実施する ※認定については、従業員が50人以上の事業所のみ必須	10
	18 過重労働防止対策を行う、もしくは超過勤務時間が月45時間・年360時間を超える従業員がいない ※時間外労働の上限規制の対象外となる業種は除く	10
	19 年次休暇の取得促進に向けた環境・雰囲気づくりを行う	10
	20 従業員同士のコミュニケーション向上に寄与するイベント等の取組を行う	10
健康促進環境	21 従業員の健康管理(健康づくり)を担当する者を定め、従業員の健康づくりをサポートする	10
	22 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)を設定する	10
	23 事業所内に従業員が測定できる血圧計等の健康測定器を設置する	10
	24 従業員に健康(運動・栄養・禁煙・メンタルヘルス等)をテーマとしたセミナーを開催するなど健康教育を行う	10
	25 従業員に健康をテーマとした情報提供(回覧・メール・朝礼等)を定期的(少なくとも1か月に1回)に行う	10
その他	26 女性特有の健康課題に対する知識を得るための取組、もしくは生理休暇の取得環境の整備や妊娠中の従業員に対する業務上の配慮等を行う ※女性従業員がいない場合は対象外	10
	27 感染症予防対策(消毒液・マスク支給・インフルエンザ予防接種の費用補助等)を行う	10
	28 病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取組を行う	10
	29 経営者が健康宣言を行い、「わかやま健康づくりチャレンジ運動登録証」を社内外に対し発信(掲示)している	10
	30 従業員の健康管理に関連する労働基準法、労働安全衛生法等の法令について重大な違反をしていない	10

※上記取組メニューのうち、赤色の項目は、「わかやま健康推進事業所」として認定を受けるための必須項目です。